

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和8年5月11日(月)
午後1時30分～午後1時50分
場 所 市役所3階 303会議室

2 出席委員

委 員	松 岡 舟
委 員	立 石 陽 志
委 員	久 保 博 紀
委 員	岩 崎 明 子
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	山 下 友 通
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	高 木 康 弘
総務課副課長	森 信 博
学校教育課副課長	今 井 達 也

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

3 傍 聴 なし

4 議 題

議案第3号 丸亀市教育長職務代理者の指名について
報告第11号 専決処分の報告について(個人情報保護)

5 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。立石陽志委員、松岡舟委員

6 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

〔教育部長〕

臨時教育委員会開会前に、事務局から教育長の再任及び教育委員の選任について説明する。このたび、井下由美教育委員が 5 月 10 日に任期満了となったことから、4 月 21 日開催の市議会臨時議会において市議会の同意を得て、5 月 11 日付けで岩崎明子教育委員が任命されたところである。任期については、令和 12 年 5 月 10 日までの 4 年間となる。

議案第 3 号 丸亀市教育長職務代理者の指名について

〔総務課長〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されている。このように、現制度では教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっていることを報告する。

〔教育長〕

教育長職務代理者として立石委員を指名し、任期は令和 9 年 5 月 10 日までの 1 年間としたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

〔教育長〕

教育長職務代理者は非常勤職員であるが、いざというときは事務局のトップとして実際に事務全般を見ながら、指揮命令をしていただくことになる。具体的な事務の執行については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項で、事務局職員に委任できる規定があるので、これまで同様教育部長に委任し、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは教育長職務代理者の指揮命令のもと、事務執行をしていただきたい。

《関係者以外は退席する》

7 非公開審議の概要

報告第 11 号 専決処分の報告について（個人情報保護）

《非公開審議のため内容不記載》

8 閉会

午後 1 時 5 0 分